

○中村学園大学(含む短期大学部)メディアセンター規程

平成31年4月1日

制定

(設置)

第1条 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)の共同施設として、メディアセンターを置く。

(設置の目的)

第2条 メディアセンターは、本学の学術情報資料の収集、整理、提供と情報の処理及びシステムの整備、運用等を担い、教育・研究並びに大学運営のための円滑かつ効率的な利用を推進することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) メディアセンター(図書館)
- (2) メディアセンター(情報システム)

(センター長)

第4条 センター長は、教授又は准教授の中から学長が任命する。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(メディアセンター委員会)

第5条 メディアセンターの学術情報資料の収集、情報処理システムの整備及び運用について審議するため、メディアセンター委員会を置く。

2 メディアセンター委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(メディアセンターの利用等)

第6条 この規程に定めるもののほか、メディアセンターの利用、並びにメディアセンター資料の管理と運用などに関して必要な諸規程等は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、中村学園大学(含む短期大学部)図書館規程(平成10年4月1日制定)及び中村学園大学(含む短期大学部)情報処理センター規程(昭和55年10月1日制定)は、廃止する。